放送十五講

Fifteen Lectures on Broadcast

向後英紀・古田尚輝 編著
KOGO Eiki　FURUTA Hisateru

学 文 社

第2章 ニュース報道

まず新聞のテレビ欄に掲載されている放送番組時刻表を見てみよう。関東広域圏の地上波テレビ放送の番組時刻表では，NHK 総合テレビと在京民放キー局５局は，早朝から午前７時台，夕方５時から６時台，夜９時から 12 時台の３つの時間帯に１時間を超えるニュースを一斉に組んでいる（表２－１参照）。これは定時の番組編成であって，近年は重要なニュースが発生した場合には予定していた番組を変更して随時放送する傾向にある。次にこれらのニュースを実際に視聴すると，情報を瞬時に伝える即時性（あるいは速報性）と視覚に訴える訴求性を重視した伝達様式を採っていることがわかる。ほとんどのニュースがキャスターを起用し，当事者の出演や現場からの中継，さらには模型やパネルを活用したわかりやすさでニュースを伝えている。なぜテレビニュースは

表２－１　各放送局の主なニュース（関東広域圏地上波テレビ局，2010 年４月）

放送局 / 時間帯	朝	夕方	夜
NHK 総合テレビ	『NHK ニュースおはよう日本』 04:30～08:00	『NHKニュース７』 19:00～19:30	『ニュースウォッチ９』 21:00～22:00
日本テレビ	『ズームインSUPER』 05:20～08:00	『news every』 16:53～19:00	『NEWS ZERO』 22:54～23:58
TBS	『みのもんた　朝ズバ！』 05:30～08:30	『Nスタ』 16:53～19:00	『NEWS23X』 22:54～23:45
フジテレビ	『めざましテレビ』 05:25～08:00	『FNN スーパーニュース』 16:53～19:00	『ニュースJapan』 23:30～23:55
テレビ朝日	『やじうまプラス』 05:25～08:00	『スーパーJチャンネル』 16:53～19:00	『報道ステーション』 21:54～23:10
テレビ東京			『ワールドビジネスサテライト』 23:00～23:58

出典）各放送局の放送番組時刻表をもとに作成

現在のような編成と様式を採るようになったのだろうか。

元来，報道（information）は，教育（education）と娯楽（entertainment）と並んで，ラジオ放送の開始当初から放送の主要な要素であった。なかでもニュースは，放送が新しいメディアであったがゆえに，幾多の制約と課題に直面した。第１は新聞を中心とした既存の活字メディアとの相克，第２は放送事項や内容に関する政府の規制，第３は独自の要員と機材を配した取材から放送までの体制の整備，第４はニュースの価値判断とメディアの特性を活かした伝達様式の確立である。ニュースはこれらの制約と課題をどのように克服して現在に至ったのだろうか。この章では，放送によるニュースの生成過程を歴史的文脈のなかでとらえ，そのことを通して現在のテレビニュースの特徴と課題を考察することにする。

第１節　活字メディアとの相克と放送の即時性

１．取材源の依存

1920（大正９）年 11 月２日，世界で初めて定期的なラジオ放送を開始したアメリカ・ピッツバーグの放送局 KDKA は，ハーディングスとコックスの両候補が争った大統領選挙の開票結果のニュースから放送を始めた。開票結果は地元の新聞ピッツバーグ・ポストから電話で KDKA に伝えられた。その２年後の 1922 年 11 月 14 日に放送を始めたイギリスの BBC（British Broadcasting Company，1927 年１月に現在の British Broadcasting Corporation に改組）も，通信社から提供された翌日の総選挙に関するニュースが最初の放送であった。一方，日本では 1925（大正 14）年３月 22 日に社団法人東京放送局が放送を開始したが，その日の放送は開局式典，音楽，それにニュースであった。ニュースは，読売・東京日日・東京毎夕の三新聞社が提供し，午前 11 時 30 分，午後１時 30 分，午後７時にそれぞれ 10 分程度放送された（表２－２参照）。

これらの史実は，第１にラジオ放送のニュースが即時性というメディアの特性に依拠して出発したこと，第２ににもかかわらず放送局は独自の取材源を持

表2－2　放送局開局日のニュース

放送局	アメリカ　KDKA	イギリス　BBC	日本　東京放送局
開局日	1920.11.2	1922.11.14	1925.3.22
ニュース	大統領選挙の開票結果	翌日の総選挙	当日の主なニュース
	『Pittsburgh Post』提供	通信社提供	新聞社提供

出典）『20世紀放送史』などをもとに作成

たず既存の活字メディアに依存してニュースを始めたことを示している。ニュース報道でそれまで独占的な地位を享受してきた新聞社や通信社は，放送が自らの産業基盤を揺るがしかねないと警戒し，さまざまな制約を課して参入を阻害した。このため，放送局が独自の取材源に基づいてニュースを放送するのは，どの国でもかなり後のことであった。

社団法人東京放送局のニュースは，新聞社９社と通信社２社が交互に無償でニュースを提供して実施された。東京に続いて1925年６月に放送を開始した社団法人大阪放送局は新聞社２社と通信社１社からの無償提供ニュース，同年７月に開局した社団法人名古屋放送局は新聞社２社の無償提供ニュースと通信社１社から購入したニュースを放送した。その１年後の1926（大正15）年８月には逓信省の主導で三放送局が合体して社団法人日本放送協会（以後，協会と記す。NHKという呼称が使われ始めたのは1946年３月なのでそれ以降はNHKと記す）が設立され，翌1927年には熊本・広島・仙台・札幌に放送局が開局し全国放送網がほぼ完成した。しかし，ニュースは，放送局の所在地の新聞社や通信社が特ダネを避け全国放送に値しない平凡なニュースしか提供しなかったため，各放送局管内のローカル放送に止まった。

その後，協会の東京中央放送局は，ニュースの自主性と全国放送の必要性を理由に，1930（昭和５）年11月１日から「放送局編集ニュース」を始めた。これは通信社の日本新聞聯合（聯合）と日本電報通信社（電通）と契約してニュースを購入し，報道部員が独自の判断で取捨選択しラジオ放送向きに書き直して全国放送するものであった。取材源は通信社に依存していたものの，協会はようやくニュースの編集権を獲得したのである。

2．2.26事件の放送

一方，ラジオニュースの即時性は，まず1931年９月18日夜に起こった満州事変で発揮された。東京中央放送局は，翌19日午前７時前に臨時ニュースで事変の勃発を初めて伝え，以後９月中に事変関係の臨時ニュースを計17回，１時間５分放送した。これに対して新聞・通信社の幹部から成る二十一日会は，10月末に協会に対して臨時ニュースを中止するように申し入れた。協会は，ラジオ放送で重大なニュースが放送されれば新聞でその詳細を知ろうとする読者心理が働くとして新聞社側を説得する一方で，放送局編集ニュースの１日の放送時間を短縮すると譲歩した。しかし，臨時ニュースについては何の取り決めもされず，ニュース時間の短縮も結局は実施されなかった。

ラジオニュースの即時性は，その後も1932年５月の5.15事件，さらには1936年２月の2.26事件で広く認知された。2.26事件では，事件発生翌日の27日に東京市に戒厳令が布かれ，28日には協会は戒厳司令部の要請で司令部にアナウンサーや技術者らを派遣し，マイクロフォンを設置して司令部から放送する体制を整えた。この間，ラジオ放送は27日に戒厳令の施行や高橋是清蔵相の死去などを臨時ニュースで伝えたが，28日は通常通りの番組を放送した。そして，29日に決起部隊に原隊復帰を命ずる天皇の奉勅命令が発せられると，協会は定時番組をすべて中止して，終日，事件に関するニュースだけを放送した。定時ニュースは４回，臨時ニュースは23回を数えた。とりわけ，中村茂アナウンサーが読み上げた香椎浩平戒厳令司令官名の「兵に告ぐ」の放送は決起部隊の投降を促すうえで重要な役割を果たした。新聞社はラジオ受信機を編集室に置き，戒厳令司令部から直接放送される臨時ニュースを主な取材源に紙面を埋めた。2.26事件は放送が非常時に発揮する機能と効力を広く認識させた。しかし，戦前の日本のラジオ放送は，国民に新たな娯楽や教育の機会を提供し文化の均等化を促進する一方で，当初から政府の監督と規制のもとに検閲を経て実施されていたため，国策の遂行に寄与する性格が強いものであった。

第２節　検閲から表現の自由へ

１．逓信省による検閲

日本の放送は，私企業による商業放送として始まったアメリカとは異なり，イギリスに類似したかたちで，逓信省の主導のもとに設立された社団法人による公益事業として始まった。逓信省は，その後，1926年の東京・大阪・名古屋の三放送局合同による日本放送協会の発足や1934年の協会の組織改正を通じて，権限と人事の両面から放送事業に対する監督と規制を強めた。

逓信省は，放送内容についても，1925年５月に電務局長名で東京・大阪・名古屋の逓信局長宛に出した通達で，放送禁止事項とその他の遵守事項を事細かに定めた。放送禁止事項には，新聞紙法（1909年公布）や出版法（1893年公布）が掲載を禁じている事項，たとえば「安寧秩序を害し，または風俗を乱す事項」「外交または軍事の機密に属する事項」などがすべて含まれていた。また放送局の遵守事項として，「放送事項については……報道事業に知識経験のある責任者を置いて慎重に判断すること」「禁止事項に該当する疑いのあるもの…その他放送に適するかどうか疑義のあるものについては，必ず事前に逓信局の指揮を受けること」「逓信局が中止を命じたときは，直ちに電源を遮断すること」などの規定を設けた（表２－３参照）。そして，所轄の逓信局に放送監督官を置き，放送原稿を事前に検閲し，放送中の番組を聴取して監視した。電源の遮断は，1931年度と32年度には東京中央放送局で40回あったという。そのなかには，放送の内容が宣伝と認められたのが18例，政治批判とされたものが３例，軍事行動に関するものが２例あった（『20世紀放送史』上巻，p. 44）。

２．GHQによる検閲の継続

放送の検閲は，第二次世界大戦の終戦を機に，今度は日本を占領したGHQ（連合国軍最高司令官総司令部）のCCD（Civil Censorship Detachment：民間検閲支隊）が実施することとなった。GHQは，1945（昭和20）年９月10日に５項目の「言論及新聞ノ自由ニ関スル覚書」を発表した。この覚書は，日本の将来に

表２－３　逓信省の検閲と放送法による表現の自由の保障

逓信省の検閲	放送法
電務局長通達　1925.5.22	1950.6.1 施行
第１(1)「放送スヘカラサルコト」 （新聞紙法と出版法の禁止事項） 第１(2)～(5) 「放送事項ニ付イテハ…報道事業ニ関シ知識経験アル常任者ヲ定メ慎重ナル判断ヲ為スヘキコト」 「禁止事項ニ該当スル疑アルモノ…ソノ他放送ノ適否ニ付疑義アルモノハ必ス放送前ニ所轄逓信局長ノ指揮ヲ受クヘキコト」 「プログラムヲ変更シ突発ノ事件ヲ放送セムトスルトキハ総テ所轄逓信局長ノ許可ヲ受クヘキコト」 「所轄逓信局長ニ於テ放送ノ中止ヲ命シタルトキハ直ニ電源ヲ遮断スヘキコト」	第１条三（目的） 「放送の不偏不党，真実及び自律を保障することによって，放送による表現の自由を確保すること」 第３条（放送番組編集の自由） 「放送番組は，法律に定める権限に基く場合でなければ，何人からも干渉され，又は規律されることがない」 第44条３（放送番組の編集の基準） 「公安を害しないこと」 「政治的に公平であること」 「報道は真実をまげないですること」 「意見が対立している問題については，できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」

出典）『20世紀放送史　資料編』をもとに作成

関する自由な言論活動を奨励する一方で，公表されない連合国軍の動静に関する報道や連合国に対する破壊的な批評などを禁止するという二面性をもっていた。また，ラジオ放送については，当分の間，ニュース，音楽番組，娯楽番組を主体とし，ニュース・解説・情報番組は東京放送局から送出すると記していた。これに準拠して，CCDは東京・内幸町にあった協会の放送会館３階を接収して，９月13日から検閲を開始した。

GHQはまた，９月19日の「日本ニ与フル新聞準則」（通称プレス・コード）に続いて９月22日に「日本ニ与フル放送準則」（通称ラジオ・コード）を公表した。放送準則は，前述した覚書に示された検閲の方針を報道放送・慰安番組・情報および教養番組・広告番組について具体化したものであった。そのうち報道放送（ニュース）に関する準則は11項目に及び，「報道放送ハ厳重真実ニ即応セザルベカラズ」「公共ノ安寧ヲ乱スガ如キ事項ハ放送スベカラズ」「事実ニ即シタルモノタルベク且完全ニ編輯上ノ意見ヲ払拭セルモノタルベシ」などと定めていた。また，連合国軍の動静と連合国に対する批判等については，

先の覚書の内容が盛り込まれていた。

CCDの検閲は東京だけでなく地方の放送局の放送にも及んだ。すべてのニュースと番組について日本語で2通，英語で1通の原稿が提出され，パス・一部削除・全文禁止・保留という4種類の検閲結果が示された。たとえば1945年9月25日までに713本の放送原稿が検閲され，5本が全文禁止，76本が一部削除になったという。また，具体例として「マッカーサー元帥は日本政府の組閣には干渉しない」はパス，「組閣には米政府および極東委員会の承認が必要」は禁止，広島市長選挙で原子爆弾の投下に言及した候補者の発言は削除された（『20世紀放送史』上巻 p.203）。CCDは1947年8月1日まで事前検閲を実施し，以後は事後検閲に移り，1949年10月に検閲を廃止した。

3．放送法による表現の自由の保障

放送開始以来25年近く続いた検閲が終わり放送による表現の自由が保障されたのは，1950（昭和25）年6月1日に施行された放送法によってであった。放送法は，第一条二でこの法律の目的として「放送の不偏不党，真実及び自律を保障することによって，放送による表現の自由を確保すること」と定め，第3条で「放送番組は，法律に定める権限に基く場合でなければ，何人からも干渉され，又は規律されることがない」と規定した。そして第44条3では，放送番組の編集の基準として「公安を害しないこと」「政治的に公平であること」「報道は真実をまげないですること」「意見が対立している問題については，できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」の4点を掲げた（表2－3参照）。放送法は，放送による表現の自由を初めて保障したばかりでなく，社団法人日本放送協会を解散してこの法律に基づく特殊法人日本放送協会を設立し，併せて商業放送を実施する一般放送事業者（民間放送）を認めた点において，画期的なものであった。

第3節　ラジオニュースからテレビニュースへの転換

1．放送記者による自主取材の開始

それまで通信社に取材源を頼っていたNHKが自主取材を目指して初めて記者を採用したのは，1946年4月であった。400人を超す応募者のなかから女性4人を含めて26人が選ばれた。職名は「放送記者」であった。未知の職域であったため，新聞の取材法，原稿の書き方，編集方針を見習って出発した。しかし，取材現場では新聞社の壁が厚く，官公庁の記者クラブへの加入も容易ではなかった。NHKはこの年12月に再び記者を採った後，4年近く採用を中止し，1950年度から本格的に定期採用を始めた。そして，1953年度までの短期間に「新聞に追いつけ追い越せ」を目標に取材・報道体制を拡充した。1953年度には記者の数は地方局も含めて200人を超えた。その背景には，朝鮮戦争の勃発や対日講和条約の調印などニュースに対する需要が増加したことと，放送法によって1951年9月以降開局した民放ラジオ局が新聞社提供のニュースを放送し始めたことがあった。しかし，民放ラジオ局もかつての協会と同様にやがて新聞社提供ニュースの限界を知り，今度は「新聞とNHKの壁を破る」ことを目標に自主取材の道を歩むことになる。

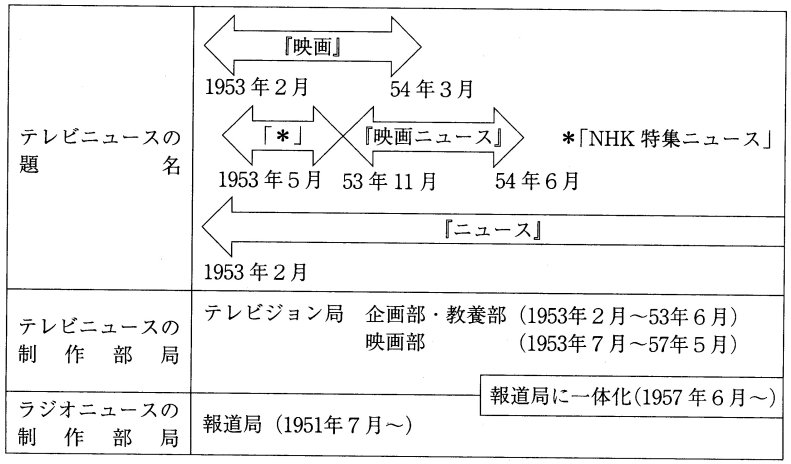
その後，NHKは1953（昭和28）年2月1日にNHK東京テレビジョン局を開局し，定期的なテレビ放送を始めた。しかし，当時はラジオ放送の全盛期にあたり，NHKのラジオ放送受信契約が1952年度末で約1,054万件，58年度末に最高の約1,461万件に達したのに対して，テレビ放送受信契約は52年度末が僅か1,485件，58年度末でようやく約198万件であった。このため，新参のテレビニュースは，既に確立していたラジオニュースの価値判断と組織の壁に直面することになる。

2．“絵になるニュース”から総合編集ニュースへ

その過程で，初期にはフィルムの有無を基にした二種類のテレビニュースが並存した。NHKは，テレビ放送開始から1954年6月半ばまでの1年4ヵ月余

り，『映画』（12:00～12:20）でフィルムニュース，『ニュース』（19:20～19:25）でフィルムのない「パターンニュース」を放送した。「パターンニュース」は，厚紙のパターンにニュース項目や内容の要約を手書きしたり地図・図表・共同通信社の写真などを貼り付けてスタジオカメラで写し，その背後でアナウンサーがラジオニュースの原稿を読み上げるものであった。一方，『映画』で放送されたフィルムニュースは，当初は内外の映画会社が製作したニュース映画と日本映画新社（日映新社）から購入したフィルムニュースを編集した「NHKテレビニュース」であった。やがてNHKのカメラマンによる自主取材が軌道に乗ると，1953年5月から『映画』の枠内で「NHK特集ニュース」を始め，6ヵ月後に定時の『映画ニュース』として独立させた。その後NHKは1954年6月半ばに『映画ニュース』を廃止し，ニュースはすべて『ニュース』に統一してフィルムニュースとパターンニュースを併用して放送した（図2－1参照）。

そして1960年4月から，“総合編集”に基づく本格的な『NHKきょうのニュース』（～1972年3月，22:00～22:20）を開始した。総合編集とは，従来のテレビニュースがともすれば“絵（映像）になる”ニュースを重視し映像に馴染ま



出典）『ラジオ年鑑』『NHK年鑑』などをもとに作成

図2－1　NHKのテレビニュースと制作部局

ない政治・経済などの重要なニュースを軽視しがちであったのを改め，フィルムの有無を問わずにニュース価値を基準にニュースを編集する方針であった。このことは，新聞を手本としたラジオニュースの編集方針，具体的には政治・経済・社会と整然と項目を並べアナウンサーが端正に読み込むニュースを基本的に踏襲することを意味していた。その一方で『きょうのニュース』は，初めてアナウンサーが画面に顔を出してニュースを伝え，スタジオにニュースの当事者を招き，写真や図表を使って記者が解説するなどの新しい演出を採用した。

3．組織の壁と体制の未整備

テレビニュースが曲折を辿った背景には，メディア別に分かれたNHKの組織と，テレビニュースの放送に必要な撮影・現像・編集・送出という流れ作業を実施する体制の未整備があった。NHKはテレビ放送開始と同時に編成局のなかにテレビジョン局を新設し，5ヵ月後の1953年7月には編成局を改組してラジオ局を設け，メディア別にラジオ局とテレビジョン局が並立する体制とした。記者はラジオ局のなかの報道局に所属してラジオ放送用のニュースを書き，テレビニュースには関わらなかった。一方，カメラマン，フィルム編集者，それにラジオ原稿をテレビ放送用に書き直す職種のコメントはテレビジョン局に属し，独自の取材源を持たずに報道局の記者が書くラジオニュースの原稿をもとにテレビニュースを制作した。ニュースはあくまでラジオ放送が基本で，記者が属する報道局が主導権を握っていた。これが転換するのは1957年6月の組織改正で，NHKはこの改正でテレビジョン局とラジオ局を廃止し，番組の種類ごとに教育局，芸能局，報道局，国際局を設け，ラジオとテレビの放送を一体的に実施する体制とした。これによって，テレビジョン局に所属していたニュース要員をそっくり報道局に移行し，報道局は従来のラジオ放送だけでなくテレビ放送のニュースも担当することとなった。NHKのテレビニュースは，放送開始から4年余り経てようやく取材源を持ち，取材から放送までの一貫体制を整えたのである。しかし，テレビニュースの放送に必要な撮影から送出までの体制の整備にはさらに時間を要した。

NHKはテレビ放送開始直前にニュースには劇場用の36ミリではなく16ミリフィルムを使用することを決めたが，カメラマン２人とフィルム編集者１人は日映新社からの移籍に頼った。また，現像は横浜・神奈川区にあった横浜シネマ（現在の横シネD.I.A）に委託し，東京・内幸町の放送会館と横浜とを自動車で往復してフィルムを運んだ。カメラマンは東京で増員するとともに，1956年１月までに大阪・名古屋・札幌・仙台・広島・松山の各中央放送局に少なくても１人を配し，同時にフィルム編集とコメントの配置も進めた。また，現像機・プリンター・編集室を備えたラボも，1957年２月に大阪，10月に東京に完成し，ほかの中央放送局にも1960年３月までに整備された。これによって，各局とも自局で取材したフィルムのローカル放送はもとより，マイクロ回線網によって全国放送も可能になった。このようにNHKのテレビニュースの撮影から送出までの体制の整備と全国放送の実施，それに総合編集方針の確立は，1960年に入ってようやく一応の完成を見たのである。

４．ニュースの分水嶺

一方，最初の民放テレビ局の日本テレビのニュースは，NHKとは異なる特徴を持つものとなった。その原因は，日本テレビがラジオ放送を行わずテレビ放送だけ実施したことと，三大新聞社が出資していたことにあった。日本テレビも1953年８月28日の放送開始から『ニュース』を始めたが，最初からフィルムニュースを主体にしていた。これには，日本テレビが独自に製作する『NTVニュース』と，新聞三社が製作する35ミリの「三社ニュース」（『朝日テレビニュース』『毎日テレビニュース』『読売テレビニュース』を１日交代で放送）があった。このうちの『NTVニュース』は，フィルムニュースの特性を活かして“絵にならないもの”を除外して編集した。この点は，NHKがニュース価値を重視するラジオニュースの編集方針を踏襲してそのために画面作りに苦しんだのとは違っている。また，カメラマンこそ当初は編成局映画班に所属していたものの，『NTVニュース』は編成局報道部（1959年10月～報道局）が担当し，取材から放送までの一貫体制が当初からほぼ確立していた。しかし，ニュースの全国取材と放送には，地方の系列局を結ぶ全国ネットワークが必要であった。そのためのニュース交換のネットワークNNN（Nippon News Network）は，日本テレビをキー局として地方民放局18社の間で1966年４月に発足した。一方，ラジオ東京テレビ（KRT，1960年11月TBSに改称）の系列局は逸早く1959年８月にJNNを，フジテレビの系列局は日本テレビにやや遅れて1966年10月にFNNを，日本教育テレビ（NET，1977年４月テレビ朝日に改称）の系列局はやや遅れて1970年１月にANNを結成した。こうして民放テレビ局も，1950年代末から在京キー局の系列ネットワークによって，ニュースの全国取材と放送の体制を構築した。

テレビニュースの威力が広く認知されるのは，NHKと民放がともにテレビニュースの全国放送の体制を整えた時期にほぼ一致している。それを誘導したのは，1959年４月の皇太子（現在の天皇）ご成婚を契機としたテレビ放送局の全国的な開局と受像機の爆発的な普及，それに翌1960年４月から６月にかけての日米安全保障条約改定をめぐる国論を二分した政治状況であった。テレビニュースは，ご成婚では庶民出身の美智子妃の清楚な姿と伝統的な皇室の儀式を初めて画面に写し出し，安保改定では緊迫した国会の状況やデモ隊の激しい反対運動を生々しく伝え，活字メディアにもラジオニュースにも勝る現実性と訴求力を強く印象付けた。これがひとつの分水嶺となって，ラジオニュースからテレビニュースへの転換が急速に進んだと考えられる。

第４節　テレビニュースの革新

１．衛星中継とENG

1960年代以降のテレビニュースが直面した課題は，第１に伝送技術と撮影機材，第２にニュース編成のあり方，第３にニュースの価値判断とメディアの特性を活かした伝達様式の確立であった。

このうち第１の伝送技術の進歩は，1970年代以降に衛星中継の日常化となって現れた。衛星中継は，1963年11月22日に起こったケネディ大統領暗殺

のニュースをアメリカから伝えたのが最初であった。その後，地球の自転に合わせて一定の軌道を回る通信衛星が打ち上げられ，翌1964年10月にはこの静止軌道衛星を使って東京オリンピックの映像がオリンピック史上初めて海外に伝送された。さらに1969年7月にはアポロ11号の月面着陸が宇宙から中継され，衛星中継は1970年代には日常化した。これに，国際的な事象が日本に与える影響や経済成長による日本の国際的な地位の上昇が加わって，テレビニュースにおける国際ニュースの比重が徐々に高まった。さらに1990年代に入ると，取材現場から後述するENGを使って通信衛星に直接伝送するSNG（Satellite New Gathering）が開発され，2003年のイラク戦争では携帯型の衛星伝送機材を使って「戦争を中継」することも可能になった。

一方，撮影機材については，テレビニュースは当初からフィルムカメラで16ミリフィルムを使って撮影されていたが，1970年代後半からENG（Electric News Gathering）がこれに取って代わった。ENGは小型のビデオカメラと携行型のVTRを組み合わせたシステムで，1972年にアメリカで使用が始まり，日本では各局が1975年秋の昭和天皇の訪米の取材から一斉に導入した。ENGは，フィルムと違って現像時間が不要で録画を消去すれば何度も使用でき，しかも伝送機材を備えれば収録素材の伝送や中継も可能であった。やがてVTRがカメラに組み込まれた一体型が開発されて機材の軽量化が進み，機動性がいっそう増した。こうした伝送技術や撮影機器の進歩は，テレビニュースの即時性を増し，取材範囲と取材対象を広げる要因として働いた。

2．あさ間山荘事件の長時間中継

第2のテレビニュースの編成に関しては，早い時期から視聴者の多い朝・昼・夜の3つの時間帯に定時ニュースが組まれ，基本的に現在まで継承されている。一方，予期しない大事件や重大な災害が生じた場合の臨時ニュースは，重要度に応じて予定の番組を変更して放送するなどの措置を採ってきた。それが極点に達したのは1972年2月のあさ間山荘事件の長時間中継であった。この事件は，2月中旬に世界同時革命を目指す武装集団の連合赤軍の一部が長野県軽井沢の

河合楽器あさ間山荘に人質をとって立て篭もり，警察と対峙した事件であった。警察が山荘を包囲して10日目の2月28日，NHKと民放は警察の機動隊が攻撃を開始した午前10時前後から一斉に中継を始めた。中継は，人質が解放され連合赤軍の幹部5人が逮捕される午後7時前まで10時間近く間断なく続いた。NHKはもとより，民放も定時番組やCMを中止しほかのニュースも短縮して中継にあてた。これが契機となって，その後，重大な事件や災害が発生した際には定時番組を変更して随時放送するニュースの編成が定着した。近年では，1995（平成7）年1月17日の阪神・淡路大震災や2001（平成13）年9月11日のアメリカでの同時多発テロの長時間中継がその典型である。

3．『ニュースセンター9時』と『ニュースステーション』

第3のニュースの価値判断と伝達様式，すなわちどのニュースを誰がどのように伝えるかは，永続的な課題でもあった。テレビニュースで伝える事項の順番や時間配分は，基本的にラジオニュースとそれが手本とした新聞に長く準拠してきた。最初に政治ニュースが来て，経済，社会，国際と続き，アナウンサーがこれを記者の原稿をもとに伝えるのが，正統的なテレビニュースとされていた。これを最初に変えたのは，TBSの『JNNニュースコープ』（1962年10月～90年4月，18:30～18:50）であった。この番組は，従来のアナウンサーに代えて，共同通信の田英夫，読売新聞の戸川猪佐武，毎日新聞の古谷綱正，朝日新聞の入江徳郎らのジャーナリストを起用したことと，その横に大型映写装置を据えて視覚に訴えるニュースを指向したことで，時代を画する番組であった（表2－4参照）。

続いて1970年代半ばに登場したNHKの『ニュースセンター9時』（1974年4月～83年3月，21:00～21:40）は，この流れをさらに推し進め，キャスター・ニュースのひとつの典型を示すとともに，時代状況に即したニュースの価値判断にまで踏み込んだ。初代のキャスターを務めた外信部出身の磯村尚徳は，平易な話し言葉で語りかけるようにニュースを伝え，時には特派員としての経験談を挿入して，ニュースに親しみと厚みを加えた。この番組はまた，政治・経

表2－4　代表的なキャスター・ニュース

番組名 放送局	『JNNニュースコープ』 TBS	『ニュースセンター9時』 NHK	『ニュースステーション』 テレビ朝日
放送時間 放送期間	18:30～19:00 1962.10～1990.4	21:00～21:40 1974.4～1983.3	22:00～23:20 1985.10～2004.3
初代キャスター	田英夫，戸川猪佐武	磯村尚徳	久米宏

出典）『20世紀放送史』などをもとに作成

済・社会と続く従来のニュースの順番を大胆に変え，視聴者が最も知りたいニュースを最初に伝えた。さらに，軽視されていたスポーツや芸能，文化に関するニュースを積極的に採り上げた。ニュースの伝え方では，当事者の一次情報，現場からのリポート，映像の訴求性に徹底して拘った。番組は，職種もニュースに対する考え方も異なる記者・ディレクター・カメラマン・フィルム編集者が参加するプロジェクト方式で制作され，それが新たな発想と企画を生んだ。しかし，こうした革新性は，視聴者の人気とは裏腹に，『NHKきょうのニュース』（1963年4月から19:00～19:25に移行）のニュース判断を正統視する内部の根強い抵抗に遭遇した。

これに続いて1980年代半ばに放送を開始したテレビ朝日の『ニュースステーション』（1985年10月～2004年3月，22:00～23:20）は，キャスター・ニュースを極端にまで追及した先見的でかつ論議の多い番組であった。その特徴は，第1にキャスターに起用したアナウンサー出身の久米宏の個性・技量・経験に依存する度合いの高い番組であった。久米はしばしば個人的な感想や信条を述べ，それが視聴者の共感を得る一方で反発と批判を招いた。第2にニュースとしては異例に長い1時間を超える最初の番組であった。第3にこの番組に刺激されてTBSとNHKが同様な時間帯にニュースを編成して“ニュース戦争”を招来したばかりでなく，その後のニュースの編成や伝達様式についてひとつのモデルを提供した。このほか，人気が高まるにつれ，政治家の出演が増えていったのも特徴であった。また，“中学生でもわかるニュース”を目指して，難解なニュースを模型や積み木，政治家の人形などを駆使して具体的に伝えた。この番組もまた，『ニュースセンター9時』に似たかたちで，テレビ朝日の局

員に加えて，ニュース番組としては初めて外部プロダクションのオフィス・ツー・ワンが参画して番組を制作し，それが斬新さのひとつの源泉となっていた。

これらの三番組を経て，テレビニュースは，1時間を超える定時編成，キャスターの起用や当事者の出演，中継の多用，視覚を重視する演出手法など，現在とほぼ同じようなかたちを採るようになった。

第5節　現在のテレビニュースの課題

現在，テレビニュースは，ニュースを知る手段として最も重用され多大な影響力を持つとされている。しかし，当面する課題も多い。

第1は，電波という公共財を使用していることに伴う制約への対応である。放送事業は総務省（2001年1月以降，それ以前は郵政省）が交付する免許によって実施され，放送事業者は放送法によって表現の自由を保障される一方で，政治的公平さや報道の真実性，多角的な論点の提示などの番組編集基準の遵守を課せられている。このことを象徴的に示したのが，1999年2月1日に放送された『ニュースステーション』の埼玉県所沢市の野菜のダイオキシン汚染報道をめぐる一連の反応であった。地元農家がこの報道によって野菜の売り上げが減少したとしてテレビ朝日を提訴する一方で，監督官庁の郵政省は報道の一部に疑義があるとの理由でテレビ朝日に内容の確認を要請し，さらに質問書を出して回答を求めた。また衆議院逓信委員会は，テレビ朝日の社長を参考人として招致して質疑を行った。テレビ朝日では，キャスターの久米宏が表現に不備があったと番組で謝罪した。こうした動きは，免許制の放送事業が行政や立法に対して脆弱であることを露呈し，ニュース報道にも厳しい基準が課せられていることを改めて浮き彫りにした。

第2は，現在のニュースの伝達様式に関連する問題である。最近のテレビニュースはキャスターへの依存度が高く，キャスターが放送事項について感想や意見を述べる傾向が以前より増している。また，キャスター以外に複数の専門家らが常時出演してコメントを挟む番組も少なくない。これが視聴者の共感や

反発を生み，視聴率に影響を与えるひとつの要因となっているのも事実である。しかし，キャスターが述べる意見が個人のものなのか，あるいは放送事業者のものなのか，判然としない。また，同様なニュース番組が乱立し同じ題材を集中的に放送している現状では，キャスターの感想や出演者のコメントの累積が視聴者の共感を増幅して，世論を一定方向に向かわせる可能性も排除出来ない。さらに，テレビニュースが政治家や企業などの展開する巧妙なメディア戦略に取り込まれる恐れも指摘されている。

第３は，ニュースの長時間編成が孕む問題である。たとえば2001年９月の同時多発テロの発生や2003年３月のイラク戦争の開戦の時には，これらのニュースが定時番組を変更して長時間にわたって間断なく伝えられた。そして事態に進展がない場合でも以前のニュースが何度も繰り返され，番組が延々と続いた。その半面で，その事象の背景や歴史的意義，分析などが少ない印象を与えた。こうした現象は，テレビニュースは大量の情報を“垂れ流し”にするだけで分析力や洞察力に乏しいという批判を招く一因ともなっている。

このほか，マス・メディア本来の機能とされる議題設定機能を有効に発揮しているのかどうか，さらには新聞に比べて希薄と指摘されている論評性についてどう考えどう対処するのか，現在のテレビニュースにはこれらの課題も問われている。

（古田　尚輝）

参考文献

NHK放送文化研究所編『20世紀放送史　資料編』NHK放送文化研究所，2003年
「NHK報道の記録」刊行委員会『NHK報道の50年』近藤書店，1988年
大石裕・岩田温・藤田真文『現代ニュース論』有斐閣，2000年
筑紫哲也『ニュースキャスター』集英社，2002年
日本放送協会編『20世紀放送史』日本放送出版協会，2001年
古田尚輝『『鉄腕アトム』の時代』世界思想社，2009年

第3章 放送ジャーナリズム

第１節　放送ジャーナリズムを語る困難

むずかしいテーマが割り振られてきたものだ。僕が皆さんにお話ししなければならないのは「放送ジャーナリズム」についてである。僕がどういう人間であるかと言えば，日本のある民間放送局で，三分の一世紀以上，テレビ報道の現場の仕事ばかりにかかわってきた人間だ。だから，ひょっとして「放送ジャーナリズム」についての何がしかの知見を期待されているのかもしれない。だが，正直に言えば，僕が日常的に仕事をしてきたなかで「放送ジャーナリズム」という言葉を意識しながら働いてきた場面など，そうそう多くはないのだ。たくさんの現場で，夢中で取材にあたってはいたが，「放送ジャーナリズム」としてどうあるべきか，などと考えていては仕事にならないということもあった。けれども，今から振り返ってみると，一つの時代を形作るような事象の大きな流れ・傾向の中で，自分たちが報じたことがらが，社会に対して一定の寄与・貢献をしたかもしれないと思うこともある。「放送ジャーナリズム」とは一体何だろう？「放送ジャーナリズム」とは何であったのか？「放送ジャーナリズム」はどのようなものになろうとしているのだろうか？　放送というメディアの分野に興味をもっている若い皆さんのために，これから「放送ジャーナリズム」について，僕も一緒になって考えていきたいと思う。

冒頭にむずかしいテーマと述べたが，なぜ「放送ジャーナリズム」を語ることがむずかしいのかと言えば，たとえば，僕らメディアのなかで仕事をしている人間のなかには，いまだに「放送はジャーナリズムの担い手ではない」と考えている人たちがいるという特殊な事情があるからだ。新聞や出版といった活